

平成16年6月30日

「職業生活活性化のための年単位の長期休暇制度等に関する研究会」 報告書について

今後、我が国が持続的成長が可能な経済社会を構築するためには、国民一人ひとりが生涯にわたって意欲を持ち、その能力を十二分に発揮して、創造的な仕事を行うことが求められるが、これはすなわち、自立した個人が主体的に生き方・働き方を選択し、安心・納得した職業生活を送ることができる社会を実現することであり、そのためには、職業生活の中で人生を再設計し、今後の生き方・働き方を活性化する機会の確保が重要と考えられる。

そこで、厚生労働省においては、学識経験者の参集を求め、平成15年9月より5回にわたり、「職業生活活性化のための年単位の長期休暇制度等に関する研究会」（座長：今野浩一郎学習院大学経済学部教授）を開催し、職業生活活性化のための年単位の長期休暇制度等の導入の意義やその可能性について、検討を行ってきた。

これまでの検討を基に、今般、本研究会報告書が取りまとめられた。

研究会参集者

- ◎ 今野 浩一郎 学習院大学経済学部教授
小倉 一哉 (独) 労働政策研究・研修機構副主任研究員
尾崎 陽二 (財) 社会経済生産性本部国際部長
藤澤 美穂 千葉大学法経学部助教授
前田 信彦 立命館大学産業社会学部助教授

(◎は座長)
(敬称略・五十音順)

職業生活活性化のための年単位の長期休暇制度等に関する研究会
報告書（抄）

6 年単位の長期休暇制度の導入促進策

（2）具体的な方策

（ウ）長期休暇取得者への生活費の支援

本制度は、広く勤労者を対象とすることができるものであることから、休暇期間中の生活、活動にかかる費用等は、あくまで自助努力により確保することが原則と考える。

しかし、この点が制度実施のための勤労者側にとっての大きな課題の一つであると考えられることから、例えば、長期休暇取得に向けて、勤労者が計画的に資金を積み立てていくことのできる制度、あるいは勤労者に長期休暇時の生活費を融資する制度を創設するなどの環境整備について、財形制度等の活用を含め今後政策的に検討することも必要と考える。

（以下 略）